

NFT の商標法上の取扱い—ニース国際分類、欧州、米国及び我が国の状況

経済産業省特許庁総務部知的財産研究官 星野 光秀



要 約

本稿では、ニース国際分類、欧州、米国及び我が国における NFT の商標法上の取扱いについて、近時の国際動向を踏まえ、政策実務、判例（米国ニューヨーク州連邦地方裁判所）及び先行研究を紹介、比較・検討した上で、一つの可能性として、以下のように、三つの観点から分類・整理を試みた。

① NFT 自体を認容する見解（UKIPO 等）と② NFT により認証された画像ファイル等を認容する見解（ニース国際分類、EUIPO、USPTO、JPO 等）に分類・整理。

① NFT と画像ファイル等を区別する見解（ニース国際分類、EUIPO、USPTO、JPO 等）と②消費者の理解を前提に NFT と画像ファイル等を区別しない見解（Hermes v. Rothschild 事件判決等）に分類・整理。

① NFT の画像ファイル等の所有権認証機能を否定する見解（米国の先行研究）、② NFT の画像ファイル等の所有権認証機能を肯定する見解（USPTO 等）、③ NFT の画像ファイル等の真正性認証機能を肯定する見解（ニース国際分類、EUIPO、JPO 等）に分類・整理。

目次

1. はじめに
2. ニース国際分類、欧州、米国及び我が国における NFT の商標法上の取扱い
 2. 1 ニース国際分類
 2. 2 欧州
 2. 3 米国
 2. 4 我が国
 2. 5 まとめ
3. おわりに

1. はじめに

NFT については、ニース国際分類において NFT に関連する分類が 2023 年から追加され、EUIPO の Practice Tips が 2022 年 6 月に公表され、USPTO の Handout が 2022 年 12 月に公表され、Hermes v. Rothschild 事件のニューヨーク連邦地方裁判所における評決が 2023 年 2 月に下される等の動きがある。本稿は、これらの近時の国際動向を踏まえ、ニース国際分類、欧州、米国及び我が国の NFT の商標法上の取扱いについて、先行研究を紹介、比較・検討した上で、一つの可能性として、三つの観点から分類・整理を試みる。

なお、本稿において、画像ファイル等とは、画像ファイルのみならずデジタルファイル、デジタルアイテム、デジタル商品、マルチメディアファイル、デジタル画像、デジタル資産、underlying asset、画像・動画ファイルを含む意味で用いており、NFT と画像ファイル等の区別について特段の言及がない場合は、区別する見解として整理している。

また、authenticate（認証する）については、何を認証するかについて言及がない場合は、真正性を証明するとの理解を前提としており⁽¹⁾、NFT の画像ファイル等の所有権認証機能について特段の言及がない場合は、真正性

を認証する見解として整理している。

2. ニース国際分類、欧州、米国及び我が国における NFT の商標法上の取扱い

2. 1 ニース国際分類

ニース国際分類 (The Nice Classification (NCL)) (標章 (mark)⁽²⁾ の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく、国際的に共通の商標登録のための分類) の 2023 年 1 月 1 日に発効した第 12-2023 版には、第 9 類 (注釈によれば、「主として、科学用又は研究用機械器具、視聴覚用及び情報技術用装置、並びに安全及び救命用具を含む」) に、downloadable digital files authenticated by non-fungible tokens [NFTs] (非代替性トークン (NFT) により認証されたダウンロード可能なデジタルファイル) が追加された⁽³⁾。しかし、NFT の定義については言及がないようである。商品名は、NFT ではなく、NFT により認証されたデジタルファイルであるので、NFT により認証された画像ファイル等を認容する見解と思われる。

2. 2 欧州

(1) EU (European Union)

1) EUIPO

EUIPO (European Union Intellectual Property Office) (欧州連合知的財産庁) は、NFT は、unique digital certificates registered in a blockchain, which authenticate digital items but are distinct from those digital items (ブロックチェーンに登録された固有のデジタル証明書として取り扱われ、デジタルアイテムを認証するものではあるが、当該デジタルアイテムとは区別される。) としており、non fungible token という用語それ自体では受け入れることができず、NFT によって認証されるデジタルアイテム種類を特定しなければならないとしている⁽⁴⁾。NFT がデジタルアイテムを認証するとしているので、NFT により認証された画像ファイル等を認容する見解と思われ、ニース国際分類と整合的と思われる。

2) European Parliament (欧州議会) の Study

EUIPO が推薦する European Parliament の Study (以下、欧州議会 Study) は、機能的に記述すれば、NFT は、所有し取引することのできる固有の non-fungible (非代替性の) デジタル資産をブロックチェーンを使用して作るための cryptographic tool (暗号上のツール) であるとしている⁽⁵⁾。この定義は、EUIPO の定義と整合的と思われるが、NFT を cryptographic tool (暗号上のツール) としている点が特徴的と思われる。

欧州議会 Study は、また、いわゆるメタバースにおいて、NFT はデジタル商品の販売と所有権の追跡と有効性の確認のために使われるのに加え、フィジカルな資産の真正性の証明のために使われるとしている⁽⁶⁾。この見解は、NFT が画像ファイル等を認証するために使われるとしているように思われるので、この点は、ニース国際分類、EUIPO と整合的と思われる。NFT の画像ファイル等の所有権認証機能を肯定しているように思われる点とフィジカルな資産の真正性の証明のために使われるとしている点は特徴的と思われる。

(2) 英国

UKIPO (United Kingdom Intellectual Property Office) (英国知的財産庁⁽⁷⁾) については、UKIPO からの直接の引用ではないが、以下 (「」で囲った部分) の指摘がある。「最近の事例で “non-fungible tokens used with blockchain technology” (ブロックチェーン技術を用いた非代替性トークン) は不明確であると判断されました。代わりに、第 9 類 “downloadable software, namely non-fungible tokens used with blockchain technology” (ダウンロード可能なソフトウェア、すなわちブロックチェーン技術で使用される非代替性トークン) が認容されています⁽⁸⁾。」この指摘を前提に考えると、ニース国際分類、EUIPO、欧州議会 Study と異なり、NFT 自体がソフトウェア (コンピューターのプログラムを抽象的にとらえる呼称⁽⁹⁾) として認容されることになるのではないかと思われる。

2. 3 米国

(1) USPTO 等

1) USPTO

USPTO (United States Patent and Trademark Office) (米国特許商標庁) は、NFT とは、A piece of data locked to one specific digital or physical item (特定のデジタル又はフィジカルアイテムに固定されたデータ) であり、Exists on, and is tracked on, a blockchain (ブロックチェーン上で存在し、かつ、追跡され)、Similar to a certificate of authenticity or ownership (真正性又は所有権の証明書に類似) しており、Not a good or service (商品又はサービスではない) としている⁽¹⁰⁾。

この見解は、NFT は商品ではないとしている点は、EUIPO と整合的と思われる。NFT はデータであるとしている点は特徴的であるが、フィジカルアイテムにも固定され得るとしている点及び所有権の証明書になり得るとしている点は欧州議会 Study と整合的と思われる。

USPTO はまた、NFT に関連する認容例として、第 9 類 “Downloadable image files containing trading cards authenticated by non-fungible tokens (NFTs)” (非代替性トークン (NFT) により認証されたトレーディングカードを含むダウンロード可能な画像ファイル)、第 9 類 “Digital collectibles in the nature of downloadable multimedia files containing artwork in the field of Native American culture authenticated by non-fungible tokens (NFTs)” (非代替性トークン (NFT) により認証されたアメリカ先住民文化の領域における工芸品を含むダウンロード可能なマルチメディアファイルの性質を持つデジタル収集品)、第 25 類 “Sneakers authenticated by non-fungible tokens (NFTs)” (非代替性トークン (NFT) により認証されたスニーカー)、第 35 類 “Provision of an online marketplace for buyers and sellers of downloadable digital art images authenticated by non-fungible tokens (NFTs)” (非代替性トークン (NFT) により認証されたダウンロード可能なデジタルアート画像の売主及び買主へのオンライン市場の提供) を挙げている⁽¹¹⁾。

この見解は、第 9 類の認容例については、NFT により認証された画像ファイル等を認容している点、ニース国際分類、EUIPO、欧州議会 Study と同様と思われる。第 25 類の認容例は、NFT により認証されフィジカルな商品である点は、上述の USPTO における NFT の定義の特徴であるフィジカルアイテムへの固定可能性と整合的と思われるとともに、欧州議会 Study と同様と思われる。また、第 35 類の認容例は画像のオンライン提供業 (いわゆるプラットフォーム事業) と思われるが、役務であることが特徴的と思われる。

2) Merriam-Webster Dictionary

USPTO (United States Patent and Trademark Office) (米国商標特許庁) と USCO (United States Copyright Office) (米国著作権局⁽¹²⁾) は、知的財産法と NFT に関連する政策課題を検討する Joint Study (以下、US Joint Study) において、USPTO と USCO が提示する質問に対する回答をパブリックコメントとして提出する際に、当該質問を解釈する際に整合を取るべき NFT の一般的定義として、Merriam-Webster Dictionary の “a unique digital identifier that cannot be copied, substituted, or subdivided, that is recorded in a blockchain, and that is used to certify authenticity and ownership (as of a specific digital asset and specific rights relating to it)⁽¹³⁾” (複製、代替、分割できない固有のデジタル識別子で、ブロックチェーンに記録され、(特定のデジタル資産やそれに関連する特定の権利の場合のように) 真正性と所有権を証明するために使われる⁽¹⁴⁾) を挙げ、NFT は underlying asset (原因関係上の資産⁽¹⁵⁾) に refer (言及) するものではなく、unique digital identifier (固有のデジタル識別子) に refer (言及) するものであるとしている⁽¹⁶⁾。

この見解は、US Joint Study が尊重する見解と言えらと思われるが、NFT がデジタル資産等を認証するために使われるとしているので、NFT により認証された画像ファイル等を認容する見解と思われる。また、NFT の所有権認証機能を肯定する点は、欧州議会 Study 及び USPTO と同様である。

(2) 判例

1) Hermes v. Rothschild 事件

(i) 事件及び評決の概要

ニューヨーク州連邦地方裁判所の事件で、被疑侵害者である Mason Rothschild というアーティストが商標権者の高級ハンドバッグ「バーキン」の模造毛皮で覆われた (faux-fur-covered) バージョンの digital image (デジタル画像) を作り、「METABIRKINS (メタバーキン)」と名づけ、いわゆる NFT を使用して販売したのに対し、商標権者であるエルメスが、商標権侵害、商標の希釈化 (Dilution) 等を主張して、2022年1月14日に、訴状を提出したところ、被疑侵害者が2月9日に、訴え却下の申し立てを行い、エルメスによる訴状の修正と被疑侵害者による修正された訴状に対する訴え却下の申し立てを経て、裁判所は、5月5日に訴え却下の申し立てを否定する決定 (order) を行った⁽¹⁷⁾。なお、Exhibit (証拠物) によれば、米国において、1939年から2013年にかけて、商標 HERMÈS が14の登録番号で登録されている⁽¹⁸⁾。

本件については、2023年1月30日に陪審審理 (Jury Trial) が開始されたと報じられていたが⁽¹⁹⁾、2月8日に、被告が商標権侵害、商標権希釈化、ドメイン名先占 (インターネットのドメイン名、特に会社の商標と関連しそうな名を確保し、後にそれをその会社に売ったり使用料を取ったりして利益を得ようとする行為⁽²⁰⁾) (cybersquatting) 責任を負い、表現の自由等を規定した合衆国憲法第1修正 (First Amendment) の保護は阻却事由とならないとの評決が下された⁽²¹⁾。

(ii) 裁判所の NFT の取扱い

裁判所の NFT の取扱いは以下 (「」で囲った部分) のとおりである。「被告は NFT を「METABIRKINS (メタバーキン)」のタイトルで販売し、これらの NFT は毛皮で覆われた (fur-covered) 原告の高級ハンドバッグ「バーキン」の digital image (デジタル画像) と関連していることについては、原告と被告の間で争われていない⁽²²⁾。これらの NFT と NFT に関連する画像を合わせて “MetaBirkins NFTs” (メタバーキン NFT) と呼ぶ⁽²³⁾。陪審が混同のおそれを判断する際には、消費者による “MetaBirkins NFT” (メタバーキン NFT) と「バーキン」の mark (標章) の現実の関連づけも考慮されるべきである⁽²⁴⁾。被告による「バーキン」mark (標章) の使用が、潜在的な消費者をミスリードして、原告が被告のメタバーキンプロジェクトに提携していると信じるように意図的にデザインされたことを原告が証明できない場合は、合衆国憲法第1修正 (First Amendment) の保護により被告は免責される⁽²⁵⁾。」以上から、ニース国際分類、EUIPO、UKIPO、USPTO 等と異なり、消費者の理解を前提に NFT と画像ファイル等を区別しない見解のように思われるが、消費者の理解を尊重する点は傾聴に値すると思われる。

(iii) 原告の主張における NFT の取扱い

原告は以下 (「」で囲った部分) の主張を行っている。「争われていない証拠の示唆するところによれば、消費者は、実のところ、NFT とともにデジタル画像の排他的な所有権を購入したと理解していた⁽²⁶⁾。「METABIRKINS (メタバーキン)」は NFT と NFT に結び付けられてデジタル画像の双方に言及するものと理解されるべきである⁽²⁷⁾。関係する消費者は、NFT と NFT に結び付けられた「METABIRKINS (メタバーキン)」のデジタル画像を区別しない⁽²⁸⁾。」これらの主張から、原告の見解も裁判所の見解と同様、消費者の理解を前提に NFT と画像ファイル等を区別しない見解のように思われる。

(iv) 被告の主張における NFT の取扱い

被告は以下 (「」で囲った部分) の主張を行っている。「NFT は「METABIRKINS (メタバーキン)」の画像の真正性を証明するものである⁽²⁹⁾。Merriam-Webster Dictionary は NFT を “a unique digital identifier that cannot be copied, substituted, or subdivided, that is recorded in a blockchain, and that is used to certify authenticity and ownership (as of a specific digital asset and specific rights relating to it)” (複製、代替、分割できない固有のデジタル識別子で、ブロックチェーンに記録され、(特定のデジタル資産やそれに関連する特定の権利の場合のように) 真正性と所有権を証明するために使われる) と定義している⁽³⁰⁾。」これらの主張から、被告の見解は、Merriam-Webster Dictionary の見解と同様と思われる。

(v) 検討例

NFTとは分けて検討すべき問題である可能性のある virtual goods (仮想商品)に関する問題についてであるが⁽³¹⁾、本事件の評決は、real-life goods (フィジカルな商品)が virtual goods (仮想商品)としてどのように利用されるかについて、ブランドオーナーは、コントロールする権利があるとした先例であるとする分析がある⁽³²⁾。

2) Nike v. StockX 事件

(i) 事件の概要 (原告、被告の主張における NFT の取扱いを含む。)

1) と同様、ニューヨーク州連邦地方裁判所の事件で、2022年2月3日に訴状が提出され、これに対し、3月31日に答弁書が提出されている。

5月25日付の修正された訴状によれば、スニーカー等のオンライン二次流通プラットフォームを運営する被疑侵害者である StockX が、被疑侵害者によって作られたバーチャル製品である「Vault NFT」で、ナイキのオーソライズ等なくナイキの Mark を業として使用していること等に対し、ナイキが、商標権侵害、商標の希釈化 (Dilution) 等を主張した⁽³³⁾。

これに対し、被疑侵害者は、2022年6月6日付の修正された訴状への答弁書において、「Vault NFT」は、virtual products (仮想製品)ではなく、被疑侵害者によって本物であることが認証されたフィジカルな商品に紐づけられている等の反論を行っている⁽³⁴⁾。

(ii) 原告の商標出願情報における NFT の取扱い

2021年10月27日と28日に原告は、以下に関連して商標出願を行っている “[d] ownloadable virtual goods, namely computer programs featuring footwear,” (i.e., digital sneaker NFTs) and “[r] etail store services featuring virtual goods, namely footwear” (i.e., a digital sneaker NFT trading platform)⁽³⁵⁾。この出願関連情報は、UKIPO と同様、NFT 自体がソフトウェアとして認容されるとする理解に基づくものと思われる。また、NFT と virtual goods を同視しているように思われる。

(iii) 被告の主張における NFT の取扱いの補足

被告は、以下(「」で囲った部分)の主張を行っている。「被告の NFT の導入は、頻繁に取引されるフィジカルな製品の ownership (所有権) の跡を追跡する (track) 目的で、権利主張 (claim) のチケットとして使われるものであり、合法である⁽³⁶⁾。「Vault NFT」はフィジカルな製品と1対1で結び付けられており、メタバースにおいては何の有用性もない⁽³⁷⁾。「Vault NFT」は、絶対的に、virtual products (仮想製品)でもデジタルスニーカーでもない⁽³⁸⁾。「Vault NFT」だけをフィジカルな製品と別に取り扱うことはできない⁽³⁹⁾。」以上から、被告の見解は、NFT をフィジカルな製品の権利主張のツールとする見解とみることができると思われ、NFT のフィジカルアイテムへの固定可能性と NFT により認証されるフィジカルな商品を認める USPTO 及び欧州議会 Study の見解と整合的な可能性がある。

(iv) 検討例

本件に関連して、Vault NFT に紐づけられたスニーカーは真正商品であり、これを二次流通させる行為そのものは商標権侵害にならないという前提で、スニーカーに紐付けられた NFT を販売する行為は、スニーカー自体の販売とは別に、商標権侵害が成立するかという問題について、ある NFT が、それに対応する商品の所有者が誰であるかをブロックチェーン上の取引履歴によって証明することを中核的な機能としている場合は、NFT は独立して取引の対象となっているのではなく、商品の取引に付随して役割を果たしているにすぎないので、商標権侵害とならないと解する余地があるが、NFT が、物理的な商品からは独立して取引の対象となるような価値を有すると評価できる場合は、商標権侵害が肯定される可能性が出てくるとする分析がある⁽⁴⁰⁾。この分析を前提に考えると、被告は NFT は独立して取引の対象となっているのではなく、商品の取引に付随して役割を果たしているにすぎないとの見解に近いと思われるのに対して、原告は NFT が、物理的な商品からは独立して取引の対象となるような価値を有するとの見解に近いと思われる。

(3) 先行研究

NFTはunderlying assetにリンクを提供するものではなく、NFTにおけるブロックチェーンは、誰がNFTを所有しているかについての記録を提供するものであって、誰がunderlying assetを所有しているかについての記録を提供するものではないとする先行研究がある⁽⁴¹⁾。なお、この先行研究のようにNFTがデジタル絵画等にリンクしたデジタル資産であることに疑問を呈する見解がおそらくアメリカにおける法律家の多数説との指摘がある⁽⁴²⁾。この先行研究は、NFTの画像ファイル等の所有権を証明する機能を否定する見解と思われる。

2. 4 我が国

NFTのJPOによる定義は見当たらないが、例えば、専門家によれば、「ブロックチェーン上で発行されるトークンのうち、トークン自体に固有の値や属性を持たせた代替性のないトークン⁽⁴³⁾」と定義される。ただ、ニース国際分類(特許庁編)の「非代替性トークン(NFT)により認証されたダウンロード可能なデジタルファイル」については、同分類の一覧表の*欄に「*(アスタリスク)」が表示されており、日本語訳全体が角括弧〔 〕で括われているため、我が国においては、商標出願の際に、指定商品・指定役務の表示として採用できない商品のように思われる⁽⁴⁴⁾。NFT関係の登録例としては、指定商品に第9類「非代替性トークンで所有が証明された資産性のある画像・動画ファイル」を含めた商標「100 THIEVES」が見受けられるが⁽⁴⁵⁾、NFTではなく、NFTにより証明されたファイルとしているので、NFTにより認証された画像ファイル等を認容する見解と思われ、ニース国際分類、EUIPO、USPTOと同様であるように思われる。

また、本商標の経緯情報によると、出願の際の商品名「ダウンロード可能なバーチャルグッズ、非代替性トークンで所有が証明される資産性のある電子データ」がその内容及び範囲を明確に指定したものと認められず、拒絶理由通知を受けた後、審査官の示唆を踏まえ、手続補正が行われた経緯がある。この経緯を踏まえると、ニース国際分類の「非代替性トークン(NFT)により認証されたダウンロード可能なデジタルファイル」が日本においては、指定商品表示として採用できない理由は、画像・動画ファイルと比較した場合の内容及び範囲の不明確性にある可能性があると思われる。

なお、ニース国際分類の表現(以下の意見においては専門家委員会で採択された表現とされている)については以下(「」で囲った部分)の意見が提出されている。「多くの国のユーザーにとって、我が国を指定するマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録を行うに際し指定したいと望むものであり、また、我が国のユーザーにとっても、国内の商標出願/登録において当該商品を指定できないことをもって、当該商品に基づく国際登録を行うことができないというデメリットが生じ得る。そのため、専門家委員会で採択された表現については、我が国においても極力採用すべきであると考え。当該商品については、「digital files」(デジタルファイル)の内容が不明確かつ広範であることから類似群コードの特定が困難である、というのが見送りの理由であると思われるが、例えばdigital filesに含まれるであろう「data files」(データファイル)については、音声・音楽・画像・映像・文字のデータに関する類似群コード(24E02, 26A01, 26D01)が、「program files」(プログラムファイル)についてはコンピュータ用・携帯情報端末用プログラムに関する類似群コード(11C01)が、「game program files」(ゲームプログラムファイル)については業務用又は家庭用のゲームプログラムに関する類似群コード(09G53, 24A01)がそれぞれ明確なものとして既に規定されていることから、「digital files」(デジタルファイル)についても上記類似群コードのうちいずれかを付与するか、又は別途新たな類似群コードを付与するなどして我が国で採用することを前提に継続して検討すべきと考える⁽⁴⁶⁾。」

この意見に関する情報としては、プログラムファイル及びゲームプログラムファイルについては、審査における商品・役務名として採用された実績が見当たらなかった。データファイルという語を含む表示については、審査における役務名(35類、42類)として採用実績があり、その際の類似群コードは35G03、42P02、42X11である。同様に、審査における商品名(9類)として採用実績のある画像・動画ファイルの類似群コードは24E02、26D01である。以上から、データファイルも画像・動画ファイルもデジタルファイルに含まれるとすれば、デジタルファイルでは内容が不明確かつ広範との説明はあり得るのではないかと思われる。

2. 5 まとめ

以上の見解を整理すると、以下のような三つの観点からの分類・整理の可能性がある。

① NFT自体を認容する見解（UKIPO、Nike v. StockX 事件原告の商標出願情報）と② NFTにより認証された画像ファイル等を認容する見解（ニース国際分類、EUIPO、USPTO、JPO等）に分類・整理。

① NFTと画像ファイル等を区別する見解（ニース国際分類、EUIPO、USPTO、JPO等）と②消費者の理解を前提に NFTと画像ファイル等を区別しない見解（Hermes v. Rothschild 事件判決及び原告）に分類・整理。

① NFTの画像ファイル等の所有権認証機能を否定する見解（米国の先行研究）、② NFTの画像ファイル等の所有権認証機能を肯定する見解（欧州議会 Study、USPTO、Merriam-Webster Dictionary、Hermes v. Rothschild 事件被告）、③ NFTの画像ファイル等の真正性認証機能（ニース国際分類、EUIPO、USPTO、JPO等）を肯定する見解に分類・整理。

3. おわりに

本稿においては、近時の国際動向を踏まえ、ニース国際分類、欧州、米国及び我が国の NFTの商標法上の取扱いについて、先行研究を紹介、比較・検討した上で、一つの可能性として、三つの観点から分類・整理を試みた。

本稿がこの問題に関心を持つ方々に議論の素材を提供する等の形で、何らかの参考になれば幸いである。

※ 本稿は筆者個人の見解であり、筆者の所属する組織の見解ではありません。

(注)

- (1) 小山貞夫編著『研究社 英米法律語辞典 電子辞典』を参考にした。
- (2) ニース国際分類及びニース協定には、標章の定義は見当たらないが、日本の商標法においては「人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの」（2条1項）とされている。
- (3) 特許庁「商品・サービス国際分類表〔第12-2023版〕アルファベット順一覧表 日本語訳 類似群コード付き」（2022年12月）本文、第12-2023版の変更点一覧（エクセルファイル）147行、商品・サービス国際分類表〔第12-2023版〕（一括ダウンロード）（PDFファイル）Ⅲ-3-11、Ⅲ-4-65、Ⅲ-6-85参照。
- (4) See EUIPO, *Virtual goods, non-fungible tokens and the metaverse*, practice_chips (Jun. 23, 2022) available at https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/search-result/-/asset_publisher/ulIGpHCvzv7c/content/pt-virtual-goods-non-fungible-tokens-and-the-metaverse.（日本語訳は、関真也「メタバース・ビジネスと知的財産」知財管理誌73巻2号159頁（2023年）によった。）
- (5) See European Parliament, *Intellectual Property Rights and Distributed Ledger Technology with a focus on art NFTs and tokenized physical artworks*, p.13, (Oct. 2022); see also EUIPO, *At ease with NFTs*, news (Feb. 2, 2023) available at https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/search-result/-/asset_publisher/ulIGpHCvzv7c/content/at-ease-with-nfts.
- (6) See European Parliament, *Intellectual Property Rights and Distributed Ledger Technology with a focus on art NFTs and tokenized physical artworks*, p.45, (Oct. 2022); see also EUIPO, *At ease with NFTs*, news (Feb. 2, 2023) available at https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/search-result/-/asset_publisher/ulIGpHCvzv7c/content/at-ease-with-nfts.
- (7) 日本語訳は、特許庁「英国知的財産庁（UKIPO）と審査官協議を実施しました。」（2022年12月16日）によった。
- (8) 原智典「ニース分類：仮想商品とNFT」（2022年10月17日）https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/8862/参照。
- (9) 新村 出編『広辞苑（第七版）電子辞典』によった。
- (10) USPTO, handout of useful terms and concepts, *Registering trademarks for newer technologies: NFTs, blockchain, cryptocurrency, and virtual goods*, (Dec. 13, 2022) available at <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TM-Newer-Technologies-handout.pdf>.
- (11) See *id.*
- (12) 日本語訳は、「令和元年度文化庁委託調査「諸外国における著作権登録制度調査」報告書」50頁等（2020年3月）によった。
- (13) Merriam-Webster. (n.d.). NFT. Merriam-Webster.com dictionary, available at www.merriam-webster.com/dictionary/NFT.
- (14) 日本語訳は、CNET Japan「イーベイ、NFTの売買に対応へ」（2021年5月12日）<https://japan.cnet.com/article/35170593/>によった。

- (15) 日本語訳は、田中英夫編集代表『英米法辞典』872頁（東京大学出版会、1991年）を参考にした。
- (16) See USPTO, United States Copyright Office, Library of Congress, *Study on Non-Fungible Tokens and Related Intellectual Property Law Issues*, 87 Fed. Reg. 71584 (Nov. 23, 2022) (Fed. Reg. は、Federal Register（米国連邦政府から毎日発行される公報）の略), available at <https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/23/2022-25211/study-on-non-fungible-tokens-and-related-intellectual-property-law-issues>; See also USPTO and United States Copyright Office, *Joint study on intellectual property rights and non-fungible tokens (NFTs)*, (Last visited Mar. 30, 2023), available at <https://www.uspto.gov/ip-policy/joint-study-intellectual-property-rights-and-non-fungible-tokens>.
- (17) See Memorandum Order, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*, p.1-2; see also Order, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*.
- (18) See Exhibit A, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*.
- (19) The Fashion Law, *Hermès v. Rothschild: A Timeline of Developments in a Case Over Trademarks, NFTs*, (Jan. 23, 2023), available at <https://www.thefashionlaw.com/hermes-v-rothschild-a-timeline-of-developments-in-a-case-over-trademarks-nfts/>
- (20) 小山・前掲・注1によった。
- (21) See Verdict, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*; see also Final Judgment, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*.
- (22) See The Court's Instructions of Law to the Jury, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*, p.14.
- (23) See *id.*
- (24) See *id.*, p.19.
- (25) See *id.*, p.21.
- (26) See Opinion and Order filed Feb. 2, 2023, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*, p.14.
- (27) See *id.*, p.15.
- (28) See *id.*
- (29) See Memorandum of Law in support of Defendant Mason Rothschild's Motion to Dismiss the Amended Complaint, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*, p.8.
- (30) See *id.*, p.10.
- (31) 関真也「メタバースおよび NFT マーケットプレイスにおける知的財産権保護について」特許庁／日本貿易振興機構主催 国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) ウェビナー (2022年8月26日) 3頁は、「メタバース」と「NFT」は分けて検討。」としている。
- (32) See Meryl Bernstein, Elizabeth Boison, Anna Kurian Shaw, Andrea Gregory DiSandro and Brendan Quinn, "*MetaBirkins*" are not workin'-*Hermès wins jury trial in NFT trademark infringement braw*, Feb. 14, 2023, available at <https://www.engage.hoganlovells.com/knowledgeservices/news/metabirkins-are-not-workin-hermes-wins-jury-trial-in-nft-trademark-infringement-brawl/>
- (33) See Amended Complaint, *Nike Inc. v. StockX LLC*, paras. 3, 57, 125.
- (34) See Answer to Amended Complaint, *Nike Inc. v. StockX LLC*, p.5.
- (35) See *id.*, para. 42.
- (36) See Answer to Amended Complaint, *supra* note 34, p.2.
- (37) See *id.*, p.4-5.
- (38) See *id.*, p.5.
- (39) See *id.*
- (40) 関真也「ナイキ、スニーカー NFT を販売する二次流通業者を提訴～商品と紐付いた NFT の商標法上の位置付けは？～」(2022年2月5日) <https://news.yahoo.co.jp/byline/sekimasaya/20220205-00280761> 参照。
- (41) See Juliet M. Moringiello and Christopher K. Odinet, *The Property Law of Tokens*, 74 FLORIDA. L.REV. 670 (74巻の p.670の意味) (2022).
- (42) 神田秀樹「連載「新技術と法の未来」第4回「企業とデジタル金融」における発言」ジュリスト 1572号 60頁 (2022年) 参照。
- (43) 天羽健介＝増田雅史編著『NFTの教科書』181頁 [増田雅史＝古市啓] (朝日新聞出版、2021年) 参照。
- (44) 特許庁・前掲・注3・商品・サービス国際分類表Ⅲ-1-3、Ⅲ-4-65、Ⅲ-6-85 参照。
- (45) 商標登録第 6598105 号、関真也「メタバースおよび NFT マーケットプレイスにおける知的財産権保護について」特許庁／日本貿易振興機構主催 国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) ウェビナー (2022年8月26日) 24頁は、NFT に関する記述の中で、本商標を第9類の登録例としている。
- (46) 特許庁「「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について」https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/document/221003_shohyo_kekka/01.pdf 参照。

(原稿受領 2023.4.19)